

任意後見制度の手続き

1. どんな場合に任意後見制度を利用するのか

(1) 元気なうちに自分の老後のことを決めておきたい。

任意後見制度では、制度を利用するかどうか、任意後見人を誰にするのか、どんなことを依頼するのか、は全て本人が決めることができます。

そのため、判断能力低下後も、これまでの生活スタイルを維持できるというメリットがあります。

(2) 身寄りない方の施設入所等に備えたい。

施設入所契約を締結する際、身元保証人が必要になります。

身寄りがなく、身元保証人が立てられない場合は、身元保証会社との契約、または任意後見人を定めることを前提とする施設もあります。

そのためにはご本人に判断能力があることが必要です。

2. 任意後見制度の手続き（任意後見契約の関する法律）

本人の意向等を確認した後、公正証書による任意後見契約締結及び任意後見登記までの手続きは次のとおりです。

《本人の意向確認》

- ① 任意後見受任者(将来の任意後見人)を誰にするのか
- ② 任意後見契約の内容を決める（公正証書にしなければならない）
- ③ 契約の種類は「**即効型**」「**将来型**」「**移行型**」のどれにするのか

《契約能力の確認》



- ① 本人が契約の内容を理解でき、契約をする意思があるかを確認
*必要に応じて、契約時における医師の診断書を用意すること)
- ② 自分で署名（自筆）できるか
*署名することが困難な場合には、あらかじめ公証人に伝えること
- ③ 印鑑登録の有無を確認
*任意後見契約（公正証書）の作成には、実印と印鑑証明が必要

《契約書（案）作成》

当事者（本人と任意後見受任者）が納得するまでじっくりと契約内容を話し合い、その後、文案を作成

《公証人役場へ連絡》

① 公証役場へ任意後見契約の内容提示確認。

*本人が病院や施設に入所している等の理由で外出が困難な場合には、公証人に出張してもらうことが可能（別途費用が必要）

② 公証役場へ提出する書類の確認・準備

*本人：戸籍謄本・住民票・印鑑証明書

任意後見受任者：住民票・印鑑証明書

《公証役場で任意後見契約の締結及び公正証書作成と登記依頼》

① 必要書類と公証役場へ支払う費用を持参

*費用は事前に公証役場で確認できる

② 公証役場から法務局への登記依頼

3. 任意後見監督人の選任申立て手続き

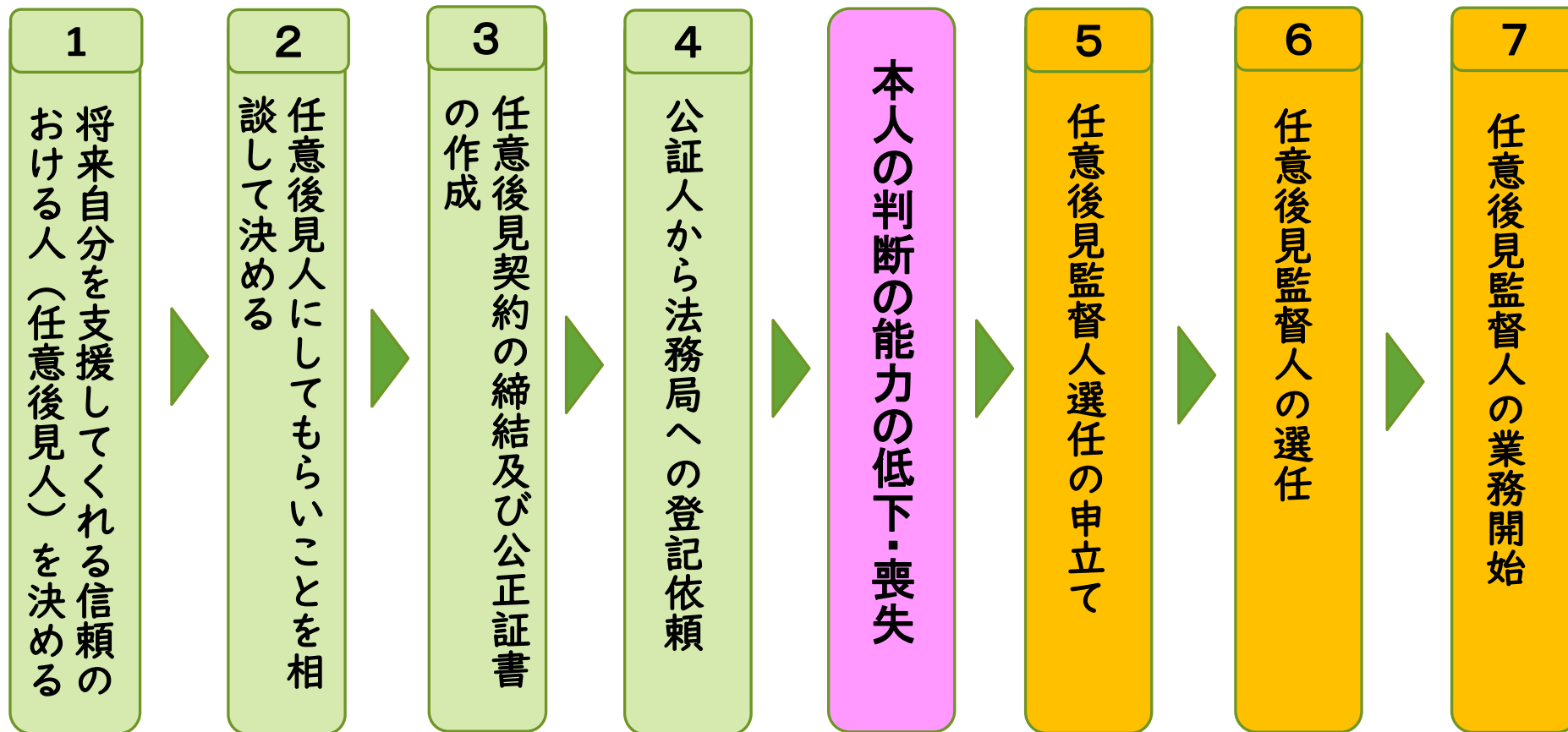
前項の任意後見契約が登記された後、精神上的の障害により**本人の判断能力が不十分な状況になった場合**、本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者等は家庭裁判所に対し、**任意後見監督人の選任申立て**を行います。

家庭裁判所は、本人の判断能力が不十分な状況にあると認めるときは、任意後見契約の効力を発生させることとなります。

なお、任意後見受任者又は任意後見人の配偶者及び兄弟姉妹は、任意後見人になることができない。

4. 任意後見契約から契約の効力発生及び任意後見人の業務開始 任意後見制度全体の手続きの流れは以下のとおりです。

任意後見の手続きの流れ



5. 任意後見契約の種類

本人の生活状態や、健康状態によって次の3つの利用形態があります。ご本人のお考えによって選択していただくことになります。

(1) 「即効型」任意後見契約とは

契約締結後（本人が契約締結時点で意思能力を有すること、差し迫っていること等）直ちに家庭裁判所に任意後見監督人の申立てを行う形態です。

早急に任意後見制度を開始するための契約手続きです。

(2) 「将来型」任意後見契約とは

将来判断能力が低下したときに任意後見を開始するものです。「将来型」の場合、任意後見契約締結から任意後見の開始まで相当な期間が経過する機会が多いことから、別途「見守り契約」を結び、任意後見の発効まで継続的に支援する仕組みを作ることにも検討が必要です。

(3) 「移行型」任意後見契約とは

契約にあたって通常の委任契約を任意後見契約と同時に締結し、当初は前者に基づく見守り事務、財産管理を行い、本人の判断能力低下後は任意後見に移行し、後見事務を行うという形態のものであります。

また、本人の要望により、移行型任意後見契約と同時に「見守り契約」「財産管理委任契約」を締結したり、さらには「死後事務委任契約」を締結することができます。

6. 任意後見契約の公正証書作成費用

任意後見契約のみ1件について以下のような費用がかかります。

- 公正証書作成に基本手数料 11,000円
- 登記嘱託手数料 1,400円
- 法務局に納付する印紙代 2,600円
- その他本人・受任者・法務局に正本・謄本の証書代
(1枚250円、証書はかなりの枚数になります。)
- 登記嘱託書郵送用の郵便代金が必要になります。

なお、同時に「見守り契約」「財産管理人契約」さらには「死後事務委任契約」を締結した場合には、それぞれの契約ごとに各11,000円と証書代が加算されることとなります。

*** その他医師の診断書、鑑定費用や専門家への契約作成業務を依頼する場合の報酬費及び住民票・戸籍謄本・印鑑証明等の実費などは別途必要となります。**